

第7回料理検定 準会場申請書

◇準会場申込条件…10名以上の学校教育法に定める学校、各省庁所管学校、官公庁及び株式会社上場企業。

※上記に該当する団体、また申請実績があり、運営責任者に変更のない団体は提出の必要はありません。

料理検定委員会 殿

平成24年第7回料理検定団体受検を準会場で実施するにあたり、団体受検(準会場)実施規程を誓約遵守いたします。なお、この規程に反した場合、実施が無効とされても異議申し立ていたしません。

団体代表者名	印
(平成 年 月 日)	

フリガナ		
団体名		
団体所在地	〒 -	
フリガナ		
運営責任者名	姓	名
部署・役職		
TEL		
FAX		

	受検級	準会場受検者数	本会場受検者数	受検者数合計
受検想定人数 ※申込時若干名の変更は可能です。	1級		名	名
	2級	名	名	名
	3級	名	名	名

【団体受検(準会場)実施規程】

運営責任者は下記規程を遵守し厳正公平に検定を実施すること。

運営責任者及び問題取扱者は受検できません。

尚、これに反した場合に生ずる全ての責任は運営責任者に負っていただきます。

- 所定の検定日及び所要時間(各級とも各会場1回のみの実施とする)を厳守すること。
- 適切な会場、監督員(運営責任者との兼任も可)を確保すること。
- 受取から返送まで適切に検定資材を保管・管理すること。
- 事前に検定資材の確認をし、検定当日支障のないよう備えること。
- 検定監督は厳正公平に行うこと。
- 個人情報の取扱いには細心の注意を払い不正な利用をせず、漏洩なきよう管理すること。
- 準会場受検で知り得た情報を漏洩しないこと。
- 本規程及び「準会場マニュアル」を遵守すること。
- インターネットを含む検定問題の無断転写・転載を禁ずる(運営管理責任者・受検者共)。
- 上記に反した場合、実施は無効となり、返金もされない。